二〇〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一〇	四
二〇一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一七	二
二〇二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一七	二
二〇三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二二	一
二〇四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二九	五
二〇五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二九	五
二〇六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二九	五
一七六	**○法　務　省** 除籍が滅失した件	一	三
一七七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の		
一七八	表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一	三
一七九	原戸籍の一部が滅失した件	二	二
一八〇	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	二	二
一八一	日本国に帰化を許可する件	二	二
一八二	除籍の一部が滅失した件	二	二
一八三	除籍が滅失した件	二	二
一八四	原戸籍の一部が滅失した件	二	二
一八五	除籍の一部が滅失した件	二	二
一八六	日本国に帰化を許可する件	二	二
一八七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二	二
一八八	除籍が滅失した件	二	二
一八九	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	二	二
一九〇	日本国に帰化を許可する件	二	二
一九一	除籍が滅失した件	二	二
一九二	原戸籍が滅失した件	二	二
一九三	日本国に帰化を許可する件	二	二
一九四	〃	二	二
一九五	除籍の一部が滅失した件	二	二
一九六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一六	二
一九七―二〇二	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一六	二
二〇三	除籍が滅失した件	一一	一
二〇四	日本国に帰化を許可する件	一七	二
二〇五	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	二一	一
二〇六	〃	二二	一
二〇七	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件	二二	一
二〇八	原戸籍の一部が滅失した件	二三	四
二〇九	日本国に帰化を許可する件	二三	四
二一〇	原戸籍の一部が滅失した件	二四	二
二一一	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	二五	五
二一二	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二五	五
二一三	日本国に帰化を許可する件	二五	五
二一四	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	二八	三
二一五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二八	三